

税制改正等のお知らせ

〈個人市・都民税における公的年金からの特別徴収制度の見直し〉

〔仮特別徴収税額の算定方法の見直し（仮特別徴収税額の平準化）〕

公的年金における年間特別徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額を「前年度分の公的年金等に係る所得割額と均等割額の合算額（年税額）の2分の1に相当する額とする」となりました。

〔所得税の最高税率引き上げに伴う「ふるさと納税」に係る特別控除額の算定方法の改正〕

平成27年分以後の所得税の最高税率が40%から45%に引き上げられたことに伴い、寄附金税額控除に係る特別控除額の算定に用いる所得税の限界税率が課税所得金額4千万円超の場合は45%とすることとなりました。

〔特別控除額の拡充（特例控除限度額の引き上げ）〕
平成28年度以後の個人市・都民税から、都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）

また「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用せず、確定申告を行う場合、寄附分を含めて申告をする必要があります。

別徴収は停止となり、普通徴収（納付書による納付方法）に切り替わっていましたが、一定の要件のもとで特別徴収が継続されることとなりました。

〔「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設〕
確定申告の不要な給与所得者等が、所得税の確定申告を行わなくても、所得税・個人市・都民税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

平成27年4月1日以後に行う「ふるさと納税」であり、寄附先の団体数が5団体以内の場合で確定申告（住民税申告を含む）を行う必要のない方が利用することができます。

また「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用せず、確定申告を行う場合、寄附分を含めて申告をする必要があります。

区分	仮特別徴収			特別徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
改正前	前年度分の特別徴収額×1/3 (前年2月と同額)			(年税額-仮特別徴収額)×1/3		
改正後	(前年度分の年税額×1/2)×1/3			(年税額-仮特別徴収額)×1/3		

※ 平成28年10月1日以後に実施する特別徴収から適用。
※ 本改正は、仮特別徴収税額の算定方法の見直しを行うものであり、税負担となる年税額の増減はありません。

〔転出・税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し〕

公的年金からの特別徴収対象者が他市区町村に転出した場合や特別徴収の税額に変更が生じた場合、これまでは特

市・都民税の申告



Q 平成27年中は無収入でしたが、申告は必要ですか？
A 所得がなかった方も、国民健康保険税の軽減措置の判定や、非課税証明書の交付に必要ですので、申告をお願いします。
Q 65歳以上で寡婦（寡夫）に該当します。公的年金等支払者に提出する扶養親族等申告書に寡婦（寡夫）の申告をするのを忘れてしまいま

したが、市・都民税で寡婦（寡夫）を申告する必要がありますか？
A 申告の必要があります。寡婦（寡夫）控除の適用を受けるためには、確定申告または市・都民税の申告をお願いします。寡婦（寡夫）の要件に該当し、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、市・都民税が非課税になります。

お知らせ information

児童発達支援センター運営協議会委員を募集

児童発達支援センター「きらり」の業務内容等を検証するため、児童発達支援センター運営協議会を設置していただきます。

このたびは、任期満了に伴い委員を募集します。

募集人数 3人（多数抽選）
対象 同センターを利用している、または、したことがある児童の保護者
※すでに市が設置している附属機関等の委員の方は、原則として一つまでしか他の附属機関の委員を兼ねることができません。（臨時

任期 4月1日～平成30年3月31日（年4回程度開催）
報酬 1万円（1回）
応募用紙配布場所 2月15日から、自立生活支援課（市役所第二庁舎2階）、同センターで配布しているほか、ホームページからダウンロードできます。

応募方法 2月29日（必着）までに、直接、郵送、ファクスまたはEメールで、応募用紙を自立生活支援課へ。
問合せ 自立生活支援課障害福祉係（〒184-8504住所福祉係 ☎184-8504住所

福祉共同作業所の移転および暫定施設建設工事市民説明会を開催

とき 2月21日（日）午前10時～正午
ところ 婦人会館2階集会室A・B
定員 40人（当日先着順）
問合せ先 自立生活支援課障害福祉係（☎042-387-9848）

選挙管理委員会委員の就退任



選挙管理委員会では、小川和彦選挙管理委員会委員が1月31日付けで辞職したため、2月1日付けで池田祥子氏（写真）を補充し、委員と決定しました。
問合せ先 選挙管理委員会事務局（☎042-387-9888）

◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

※ 保育あり（要事前申込）

名称	とき	ところ	内容	問合せ先
文化財保護審議会	2月17日（水） 10:00～	市役所第二庁舎8階802会議室	文化財の指定・登録について	生涯学習課文化財係 (☎042-387-9879)
第3回青少年問題協議会専門委員会	2月18日（木） 10:00～	市役所第二庁舎8階802会議室	専門委員会による青少年問題に関する協議	児童青少年課児童青少年係 (☎042-387-9847)
第4回行財政改革市民会議	2月18日（木） 18:30～	市役所本庁舎3階第一会議室	行財政改革の推進について	企画政策課企画政策係 (☎042-387-9826)
第3回在宅医療・介護連携推進会議	2月18日（木） 19:00～	市役所第二庁舎8階801会議室	主治医連携などについて	介護福祉課包括支援係 (☎042-387-9845)
社会教育委員の会議	2月19日（金） 9:30～	市役所第二庁舎8階801会議室	生涯学習推進計画についてほか	生涯学習課生涯学習係 (☎042-387-9879)
第43回市民参加推進会議	2月19日（金） 19:00～	商工会館2階大会議室	市民参加条例の運用状況等について	企画政策課企画政策係 (☎042-387-9800)
市史編さん委員会	2月22日（月） 10:00～	市役所第二庁舎8階801会議室	市史編さん活動について	生涯学習課文化財係 (☎042-387-9879)
第4回公民館運営審議会	2月24日（水） 10:00～	公民館本館学習室A・B	公民館事業の審議 ほか	公民館本館 (☎042-383-1184)
介護保険運営協議会地域包括支援センターの運営に関する専門委員会	2月25日（木） 14:00～	前原暫定集会所施設1階A会議室	地域ケア会議について	介護福祉課包括支援係 (☎042-387-9845)
公立保育園運営協議会(※)	2月29日（月） 19:30～	市役所本庁舎3階第一会議室	公立園の現状確認と保護者が求める事業について	保育課保育係 (☎042-387-9846)

不要 ☎042-387-9848 FAX 042-384-25024 ☎5050299 @koganei-shi.jp
第3次子ども読書活動推進計画(案)に対するパブリックコメントの検討結果
市では、平成27年11月20日～12月20日に、第3次子ども読書活動推進計画(案)に対して、市民の皆さんから意見を募集しました。

このたびは、寄せられた意見の検討結果およびその理由が

まとめましたので、お知らせします。
意見数・人数 4件・3人
配布・閲覧場所等 市役所第二庁舎1階受付、情報公開コーナー（市役所第二庁舎6階）、公民館各館、福祉会館、婦人会館、総合体育館、図書館本館・各分室、保健センター、東小金井駅開設記念会館でご覧いただけるほか、市図書館ホームページでも公開しています。
問合せ 図書館本館（☎042-383-11388）
このたびは、寄せられた意見の検討結果およびその理由が

無料法律相談

東京三弁護士会多摩支部主催の弁護士による無料法律相談を行います。
とき 3月5日（土）午後1時～4時
ところ 市役所第二庁舎1階市民相談室
定員 6人（申込順。1人30分）
申込 2月17日～3月2日に、電話または直接、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階 ☎042-387-98818）